

一般財団法人武蔵野市開発公社 B 棟コーナー貸出事業実施要領

（目的）

第 1 条 この要領は、一般財団法人武蔵野市開発公社（以下、「公社」という。）が武蔵野市開発公社ビル B 棟敷地の一部（以下、「B 棟コーナー」という。）を貸し出す事業（以下、「B 棟コーナー貸出事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（位置）

第 2 条 公社は、武蔵野市吉祥寺本町 1 丁目 11 番 5 号内の B 棟コーナーにおいて B 棟コーナー貸出事業を行うこととする。

（使用内容）

第 3 条 街の活性化、にぎわいの創出に資する事業として、公社理事長（以下、「理事長」という）が認める内容について、別表 1 で指定した範囲で B 棟コーナーを使用することができる。

（休止期間）

第 4 条 B 棟コーナー貸出事業の休止期間は、コピス吉祥寺の休館日及び工事期間中、又は理事長が指定する期間とする。

（使用申請）

第 5 条 B 棟コーナーの使用を希望する者は、別表 2 の記載事項を公社の指定した方法で、理事長に提出しなければならない。

（使用の決定及び通知）

第 6 条 理事長は、前条に規定する申請があったときは、その申請内容を審査し、B 棟コーナーの使用の可否を決定し、申請者に通知する。

（使用料）

第 7 条 前条の使用の決定について、通知を受けた者（以下、「使用者」という。）は、別表 3 に定める使用料を納入しなければならない。

（使用許可）

第 8 条 理事長は、前条の手続を完了した者に対し、B 棟コーナー使用許可証を交付するものとする。

2 理事長は、前項の規定による B 棟コーナー使用許可証の交付の際に、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の中止)

第9条 使用者が中止を申し出た場合、次に掲げる費用を返金するものとする。

- (1) その使用する日から起算して31日以上前 使用料の100分の100
- (2) その使用する日から起算して公社の1営業日前 使用料の100分の50
- (3) 使用日当日 返還なし

付 則

この要領は令和2年9月7日から施行する。

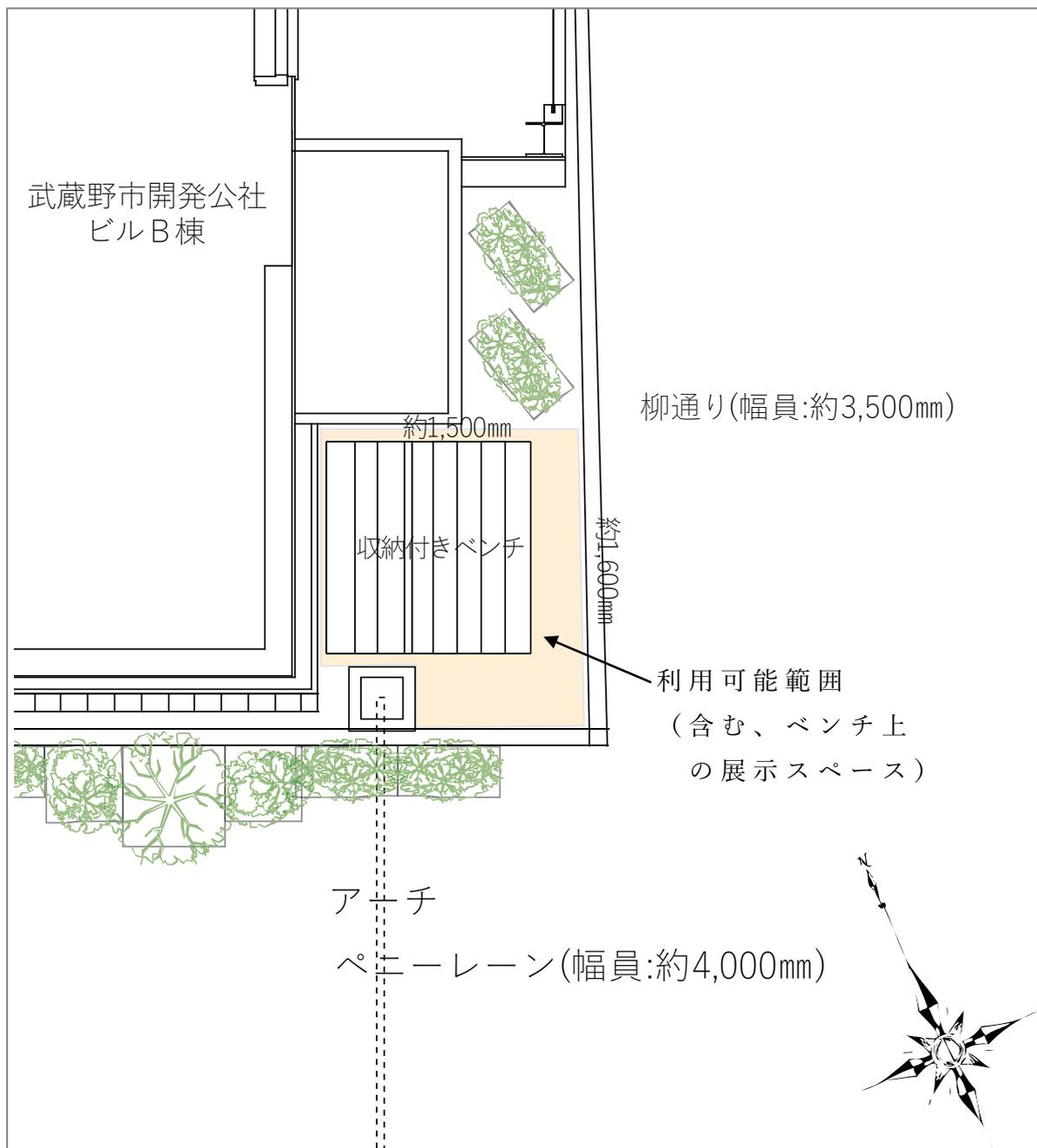
付 則

この要領は令和3年7月1日から施行する。

付 則

この要領は令和4年5月20日から施行する。

別表 1 (第 3 条 関係)



別表 2（第 5 条 関係）

申請情報	備考
使用時間帯	実際の使用時間
使用区分	新規またはリピーター
事業形態	法人または個人事業主及びそれ以外
事業者名	企業名または屋号 会社概要または個人事業主登録情報
所在地	郵便番号及び住所
使用者	使用者氏名または業務執行者氏名
連絡先	電話番号及びメールアドレス
使用目的	小売業、イベント、展示の区分 使用詳細及び事業概要

別表 3（第 7 条 関係）

使用区分	10～21 時
平日	4,400 円
土日祝日	8,800 円

消費税等含む